鹿児島県公報

令和4年3月11日(金)第293号



発 鹿 児 県 行 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

条 例

○鹿児島県人権尊重の社会づくり条例(※)

(人権同和対策課取扱い) 1

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の 一部を改正する条例(※)

(デジタル推進課取扱い) 3

○鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例 (**) (中小企業支援課取扱い) 4

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第1号

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。 これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の 理念とするところである。

しかしながら, 部落差別をはじめとして, 女性, 子ども, 高齢者, 障害者, 外国人, 性的指 向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹 誇中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権に ついても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の 尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いであ る。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けるこ とを決意し,この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は,人権尊重の社会づくりに関し,県,県民及び事業者の責務を明らかにす るとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる 事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される 社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の青務)

- 第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野に おける施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。
- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。 (県民及び事業者の責務)
- 第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職 域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施 する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

- 第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策 を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとす る。
- 2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努 めるものとする。

(差別のない社会づくりに向けた取組)

- 第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協 力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するもの とする。
- 2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教 育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

(基本計画の策定)

- 第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」とい う。)を定めるものとする。
- 2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について 定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審 議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会(以下 「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

- 第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

- 第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(審議会の会議)

- 第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的 な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第2号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿児島県条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例(平成14年鹿児島県条例第57号)の一部を次のように改正する。 別表第1中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から13の項までを1項ずつ繰り上 げる。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

......

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第3号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例(令和3年鹿児島県条例第7 号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和8年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した時点において,国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として令和2年度に積み立てた基金に残額があるときは,第6条の規定にかかわらず,当該基金の残額を予算に計上し,国庫に納付するものとする。

附則

この条例は,公布の日から施行する。